

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洗町は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの不適切な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

大洗町長
------

## 公表日

平成31年4月30日
------------

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)及び大洗町税条例(昭和39年条例第23号)に基づき、賦課期日現在において軽自動車を所有する者に対して軽自動車税を賦課する。これらに係る事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①軽自動車税の賦課に関する事務</li> <li>②納税通知書その他の通知書等の発送に関する事務</li> <li>③軽自動車税の減免に関する事務</li> <li>④軽自動車税に係る証明書の発行に関する事務</li> <li>⑤収納情報の管理、還付処理</li> <li>⑥他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車税システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・口座管理システム</li> <li>・納税組合管理システム</li> <li>・収納消込システム</li> </ul>

## 2. 特定個人情報ファイル名

- ・車両情報ファイル
- ・住民税課税台帳ファイル
- ・宛名情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一 第16項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li> </ul>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ul>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 第27項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</li> </ul> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
-----	-----

②所属長の役職名	税務課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	大洗町役場 総務課 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 029-267-5111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	大洗町役場 税務課 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 029-267-5111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

变更箇所